

特定非営利活動法人 京都スポーツ・障がい者スポーツ推進協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人 京都スポーツ・障がい者スポーツ推進協会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事業所を京都府城陽市市辺柿木原 48 番地の 40 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、スポーツ・障がい者スポーツの普及・振興に関する事業を行い、もって市民の健康増進と寛容社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① スポーツ・障がい者スポーツの競技力向上を支援する事業
 - ② スポーツ・障がい者スポーツを通じた健康増進を支援する事業
 - ③ 障がい者の自立支援活動としてのスポーツ活動及びリハビリテーションに関わる事業
 - ④ 寛容社会実現のための啓発活動
 - ⑤ その他本会の目的を達成するために必要とする事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 理事長は前項のものの入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもってその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会及び会員の資格の喪失)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 会費を継続して2年以上納入せず、理事会において納入の意思がないものと判断したとき

(4) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、社員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上25名以下

(2) 監事 1名以上3名以下

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名以上5名以下
- (3) 常務理事 1名

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

6 理事長の指名により役員外に顧問を若干名置くことができる。

(職務)

第13条 理事長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

3 副理事長及び常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) 本会の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること

6 顧問は、本会の運営について、理事長の求めに応じて、助言を行う。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令又は定款に著しく違反する行為があったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えない状況にあると認められるとき

(3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第18条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員を選任又は解任及び報酬

(6) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき又は理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第13条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき
- (招集)

第22条 総会は前条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号後段及び第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、理事長が当たる。

2 理事長に事故があるときは、議長は副理事長が当たる。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の総数の4分の1の出席（委任状を含む）がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面若しくは、電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は第24条、前条第2項、次条第1項および第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 人以上が、議長とともに署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 29 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 役員の職務
- (3) 会費の額
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 30 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法によって招集の請求があつたとき

(3) 第 13 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき
(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 33 条 理事会における議決事項は、第 31 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 34 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び報告事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第36条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第37条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第38条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第40条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第41条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(暫定予算)

第43条 第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告書及び決算)

第45条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、

総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 事務局

(設置)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款の変更は、総会において正会員総数の4分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 総会の議決により本会が解散する場合は、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 本会の解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）のときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

第10章 雑則

(公告)

第52条 本会の公告は官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成30年6月30日までとする。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 理事長 | 園崎弘道 |
| (2) 副理事長 | 石原章子 |
| (3) 副理事長 | 中村祐子 |
| (4) 副理事長 | 森本真一郎 |
| (5) 副理事長 | 三上靖夫 |
| (6) 理事 | 新井祐志 |
| (7) 理事 | 伊勢村卓司 |
| (8) 理事 | 磯 彰格 |
| (9) 理事 | 金丸公一 |
| (10) 理事 | 北尾順彦 |
| (11) 理事 | 小嶋直樹 |
| (12) 理事 | 田島文博 |
| (13) 理事 | 中野博美 |
| (14) 理事 | 藤原浩芳 |
| (15) 理事 | 古瀬善啓 |
| (16) 理事 | 北條達也 |
| (17) 理事 | 馬淵博行 |
| (18) 理事 | 三井利仁 |
| (19) 理事 | 森澤博光 |

- (20) 理事 柳田正廣
- (21) 監事 坂本克也
- (22) 監事 塚脇康宏
- (23) 監事 増山晃章

3 本会の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4 本会の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員会費 3000 円
- (2) 賛助会員会費 一口 10000 円（一口以上）

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。